

## 一般社団法人岐阜県観光連盟定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県観光連盟と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、岐阜県の魅力を県内外に発信するとともに、観光事業の健全な発展と振興並びに地域の活性化を図り、もって県民の生活、文化及び経済の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光客の誘致促進
- (2) 観光物産、観光文化の振興
- (3) 観光振興のための催物等の実施及び参加
- (4) 観光事業従事者の人材確保及び接遇の向上等のための事業
- (5) 観光事業に関する情報の収集及び提供
- (6) 観光事業功労者等の表彰
- (7) 観光刊行物の発行
- (8) 観光案内所の設置
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない

(資格の喪失)

第8条 会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員すべての同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において会員総数の半数以上であって会員総数の4分の3以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(既納会費の不返還)

第11条 既納の会費は、返還しない。

### 第3章 役員等

(種別及び選任)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 副 会 長 5名以上10名以内
  - (3) 理 事 20名以上35名以内(会長、副会長を含む)
  - (4) 監 事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を専務理事又は常務理事(以下「専務理事等」という。)とすることができる。
- 3 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事等をもって業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 5 会長、副会長及び専務理事等は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 6 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(職務及び権限)

第13条 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事等は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 4 会長及び専務理事等は毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をする。
- 6 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、第12条に定める定数に足りなくなつた時は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会において会員総数の半数以上であつて会員総数の4分の3以上の決議に基づき、解任することができる。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては報酬等として支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第17条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の責任について、役員が任務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、同法第114条第1項の規定により、免除できる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第18条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。
- 3 名誉会長は、役員経験者、業界人または学識経験者のうちから、理事会で選考して会長が委嘱する。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 名誉会長は、理事会及び総会に出席して意見を述べることができるほかこの法人の式典等に出席することができる。
- 5 顧問及び参与は、業界人または学識経験者のうちから会長が委嘱し、任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。

6 顧問及び参与は、この法人の運営に関する事項について、会長の諮問に応ずる。

#### 第4章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第21条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第22条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 会員総数の議決権10分の1以上の議決権を有する会員が会長に対して総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(招集)

第23条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、その請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事が総会を招集するときは、総会の日時及び場所並びに総会の目的及びその内容、またその他法令に定められた事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決権)

第25条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第26条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面表決等)

第27条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印す

る。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事等の選定及び解職

(4) 名誉会長の選考に関する事項

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第33条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席会長及び出席監事が記名押印する。

## 第6章 委員会

(委員会)

第35条 会長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第36条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 補助金

(3) 負担金

(4) 寄附金品

(5) 財産から生ずる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

- (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
    - 第8章 定款の変更及び解散
    - (定款の変更)
- 第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。
- (解散)
- 第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
- (残余財産の処分)
- 第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。
- 第9章 事務局
- (事務局)
- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局の組織及び運営に関する重要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- (備え付け帳簿及び書類)
- 第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。
- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
  - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (6) 会計に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) その他法令で定める帳簿及び書類
- 第10章 公告の方法
- (公告の方法)
- 第45条 この法人の公告は電子公告により行う。
- 第11章 雑則
- (細則)
- 第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- 附 則
- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は尾関尚司とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 附 則
- この定款は、平成27年7月1日から施行する。

